

社会福祉法人 福誠会 役員等の報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 福誠会（以下「法人」という。）の役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）に対する報酬、及び費用弁償の額、並びにその支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 役員等の報酬は、勤務実態に即してのみ支給することとし、役員等がその地位にあることをもっては支給しない。

2 報酬は、役員等が人事労務、財政及び運営等役員が法人の業務（以下「法人業務」という。）に従事したときに限り支給する。

ただし、職員が役員を兼ねる場合は、役員報酬は支給しない。

3 前項の報酬は、次のとおりとする。ただし、法人業務に従事する日数が月10日に満たない場合は、日額とする。

理 事 長	月額	200,000円	日額	20,000円
理 事	月額	150,000円	日額	15,000円

(費用弁償)

第3条 役員等が法人の理事会、評議員会又はその他の会議・研修に出席するときのほか、法人の用務のため旅行したときに費用弁償として支給する。

2 前項の規定により支給する費用弁償については、次のとおりとする。

会議に出席した場合	日額	10,000円
旅行の場合	福誠会旅費規程による。	

(支 給)

第4条 月額報酬の支給方法及び支給日は、福誠会の給与の支給方法及び支給日に準ずる。

2 会議に出席した場合の費用弁償は、当該職務の終了後に支給する。

ただし、公務員法に基づく公務の職に在る者には支給しない。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

改 訂 平成 26 年 11 月 15 日から施行する。

改 訂 平成 29 年 1 月 1 日から施行する。